

本市の障がい者雇用の状況

民間企業や国、地方公共団体等は事業主として、障がい者雇用促進法が定める法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務が課せられています。

しかし、このほど一部の中央省庁及び自治体において、対象外の職員を障がい者雇用として算入し雇用率を水増ししていたことが発覚し、大きな問題となっています。

そこで、本市の障がい者雇用の状況について広く皆様にお伝えし、ご理解をいただきたく、ご報告いたします。

1. 本市の障がい者雇用者数及び雇用率について（平成30年6月1日現在）

①障がい者雇用者数

常勤職員	5名	（内訳：市長部局3名、市立病院2名）
非常勤職員	16名	（内訳：市長部局13名、教育委員会3名）
計	21名	

②障がい者雇用率

塩竈市全体	2.61%	（法定雇用率：2.5%）	} 法定雇用率以上の雇用を確保
教育委員会	2.56%	（法定雇用率：2.4%）	

※塩竈市全体には、教育委員会、水道部、市立病院を含む。

2. 障がい者の採用について

- ・毎年1月から3月頃に市民総務部総務課で公募・面接等を行い、4月1日付けで非常勤職員として採用。
- ・公募に際して、履歴書と共に障がい者手帳の写しを提出書類としており、応募の段階で障がいの程度や等級を確認。